

議員派遣について

令和4年12月27日

地方自治法第100条第13項及び舞鶴市議会会議規則第167条第1項の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1 舞鶴市議会議員研修会

- (1) 派遣期日 令和5年2月9日(木)
- (2) 派遣場所 舞鶴市商工観光センター
- (3) 派遣目的 舞鶴市議会主催の議員研修会に参加するため
- (4) 派遣議員 伊田悦子 今西克己 上羽和幸 尾関善之 鴨田秋津
川口孝文 肝付隆治 小杉悦子 小谷繁雄 小西洋一
杉島久敏 鯛 慶一 高橋秀策 谷川眞司 田畑篤子
仲井玲子 西村正之 野瀬貴則 廣瀬 昇 福本明日香
眞下隆史 松田弘幸 水嶋一明 南 正弘 山本治兵衛

2 舞鶴市議会議員研修会

- (1) 派遣期日 令和5年2月24日(金)、25日(土)
- (2) 派遣場所 舞鶴市議会議事堂
- (3) 派遣目的 舞鶴市議会主催の議員研修会に参加するため
- (4) 派遣議員 伊田悦子 今西克己 上羽和幸 尾関善之 鴨田秋津
川口孝文 肝付隆治 小杉悦子 小谷繁雄 小西洋一
杉島久敏 鯛 慶一 高橋秀策 谷川眞司 田畑篤子
仲井玲子 西村正之 野瀬貴則 廣瀬 昇 福本明日香
眞下隆史 松田弘幸 水嶋一明 南 正弘 山本治兵衛